

序章 計画の策定にあたって

0-1.計画策定の背景と意義

我が国においては、城郭や神社仏閣等歴史上価値の高い建造物と、その周辺の歴史的な建造物等とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。そうした地域においては、祭礼行事を始めとした地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が行われ、歴史的なまちなみと一体となって、情緒や風情のある極めて良好な市街地の環境が形成されていることが多い。

本市においても、三河山地から連なる豊かな緑と、矢作川や乙川の清流など地形の起伏に富み、四季の移ろいを際立たせる自然環境を背景に、矢作川流域に人の営みが始まり、古来より交通の要衝として、古代には三河国の成立、中世には源氏・足利氏の武家文化の重要な拠点、そして近世には江戸幕府の礎を築いた徳川家康公の生誕の地・岡崎城下町として栄えてきた。現在も、13件もの国の文化財指定を受けた建造物を有するとともに、八丁味噌等の伝統産業、及び花火や山車が練り歩く祭り等の祭礼行事が今なお営まれており、西三河地方の拠点として、悠久の時を経て数多くの歴史文化資産が育まれてきた風格ある都市である。

しかしながら、全国的な課題として、民間団体や個人所有の歴史的な建造物については、文化財保護法に基づく保護（保存及び活用）がなされているものを除き、滅失が進んでいく状況にあり、結果として当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な市街地の環境が失われつつある。

本市においても、少子高齢化等による人口減少社会を迎える

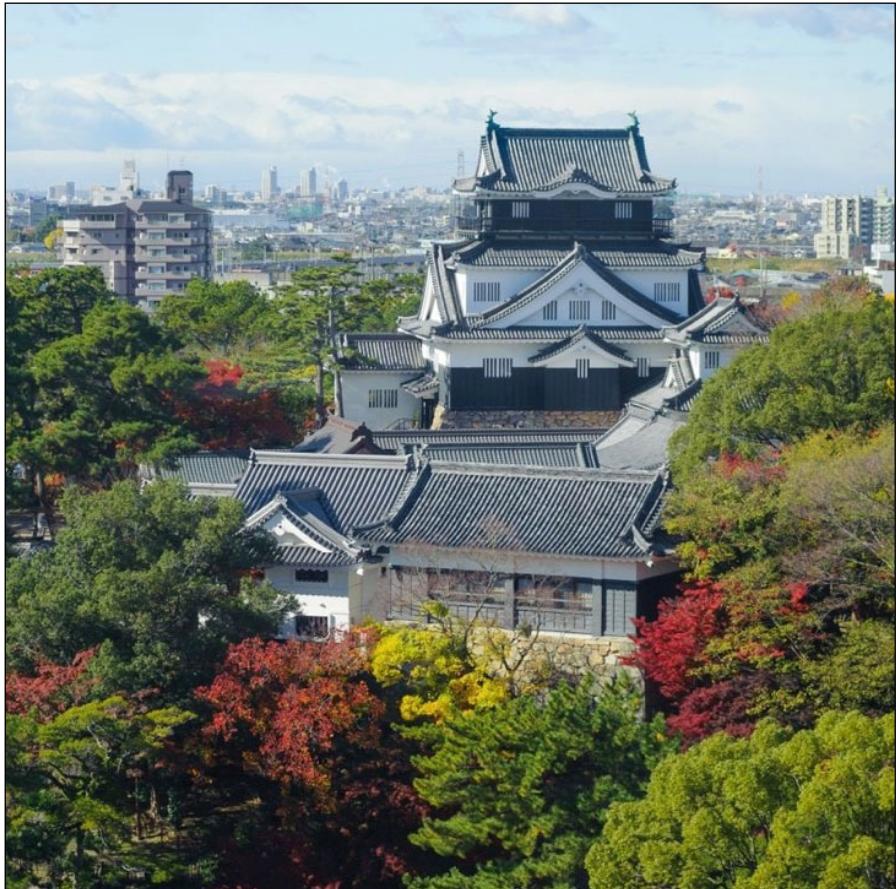


図0-1-1 岡崎城天守（景観重要建造物）

る中、歴史的建造物は損傷や老朽化に対する維持管理の難しさなどから失われていくことが懸念され、伝統行事や祭礼、伝統産業等は担い手不足等により、時代とともにその形態を変えつつも、これまで継承されてきた固有の歴史文化や伝統をいかに守り、伝え、更に発展させていくかが課題となっている。

このような状況を踏まえ、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組みを国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的として、平成20年(2008)に歴史まちづくり法(正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)が施行された。

地域における歴史的風致の維持及び向上の意義として、歴史的風致の維持及び向上が図られている地域においては、歴史上価値の高い建造物とその周辺の町家等の建築物、街道等の土木施設等が、住民等によって保存されてきた産業、祭り、行事等の伝統的な活動と一緒になり、さらには、緑地等の良好な自然的環境を背景として、歴史的な風情、情緒、たたずまいを醸し出している。こうした歴史上価値の高い建造物は文化財であり、その周辺の歴史的な建造物や地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動もまた、文化財に該当することが多い。さらに、市街地は住民等が生活や生業を営み、ライフスタイルに応じた住まい方を実現する舞台であるため、伝統的な産業、伝統行事、伝統芸能、建築、工芸、造園等に関する伝統的な技術の蓄積等が行われる場として、地域の新たな文化や産業を創造する発想の源として、また当該地域を訪れる人々が地域の歴史や伝統を体感し、参加する場として大きな価値を持つ。

また、このような歴史的風致は、地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源でもあり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながるとともに、各地域のアイデンティティの確立や、本市の誇る固有の伝統文化を保存し、後世に継承するに当たり重要な意味を持つ。

しかしながら、地域によっては、市街地において歴史的な建造物が失われて空地になったり、歴史的なまちなみとは不釣り合いな建築物等が建築されたりすることや、高齢化等により地域の祭礼行事が維持できなくなることなど、歴史的風致が失われている例も多く見られており、このような状況が放置されることによって、地域が誇る固有の伝統的文化の喪失、郷土意識や地域の活力の低下といった、取り返しのつかない重大な損失を被るおそれがある。

そのため、文化財保護行政とまちづくり行政の緊密な連携の下、文化財の保存及び活用、都市計画の決定、景観計画の策定、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施その

他の措置を講ずることにより、総合的かつ一体的な計画に基づき地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、地域の歴史的風致の維持及び向上を図ることが重要である。

本市においても、これまで文化財の保護や歴史的景観の整備など様々な歴史まちづくりに関する取組みを行ってきたが、歴史的風致(歴史的環境)の重要な構成要素である「歴史と伝統を反映した人々の営み」については、その歴史や伝統の価値が十二分に認識されているとは言えず、加えて、これらが市民の愛情と誇りの源泉となることや、地域活性化や観光振興に寄与する可能性への理解や認識が十分ではなく、積極的にまちづくりに活用されてこなかった。固有の歴史文化資産が織り成す「歴史的風致」を守り育て、未来へ引き継ぐべく、岡崎の個性を磨き、魅力を高め、市民一人ひとりが岡崎の歴史文化を再認識し、一層の愛情と誇りを持って継承できるよう、また美しく風格ある岡崎を創生し、訪れる人々に感動を与えるようなまちづくりを行うことで、地域の活性化や観光振興につなげていくことが重要である。

このため、平成 28 年(2016) 7 月の市制施行 100 周年を契機として、これまで育まれてきた多くの歴史文化資産が現在の岡崎の礎になっていることを改めて認識するとともに、文化財保護行政とまちづくり行政の一層の緊密な連携により、歴史まちづくり法の制度を活用して、本市が有する歴史文化資産を活かしたまちづくりの積極的な推進を図ることとする。



図0-1-2 乙川(一級河川)より岡崎城天守を望む

0-2.計画策定のねらい

本計画は、歴史まちづくり法に定義されている歴史的風致という観点から、歴史的な建造物の保存や活用のみならず、これらをとりまく歴史及び伝統を反映した人々の活動の推進や都市機能の整備など、本市における歴史的風致に関する各分野の施策それが相互に連携を図り、併せて、行政と市民の適切な役割分担と協働のもと、次の3点を主なねらいとして、総合的かつ計画的に岡崎固有の歴史的風致の維持向上を図るため、歴史まちづくり法第4条の歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条の規定による歴史的風致維持向上計画として「岡崎市歴史的風致維持向上計画」を策定するものである。

なお、本計画は、第6次岡崎市総合計画の将来像である「人・水・緑が輝く 活気に満ちた美しい都市 岡崎」の実現に向けての計画の一つ、及び本市の歴史文化資産を活かしたまちづくりを集中的に進める上での基本的な計画として位置づけ、その策定にあたっては、特に関連性の高い「岡崎市都市計画マスタープラン」及び「岡崎市景観計画」との整合を図る。

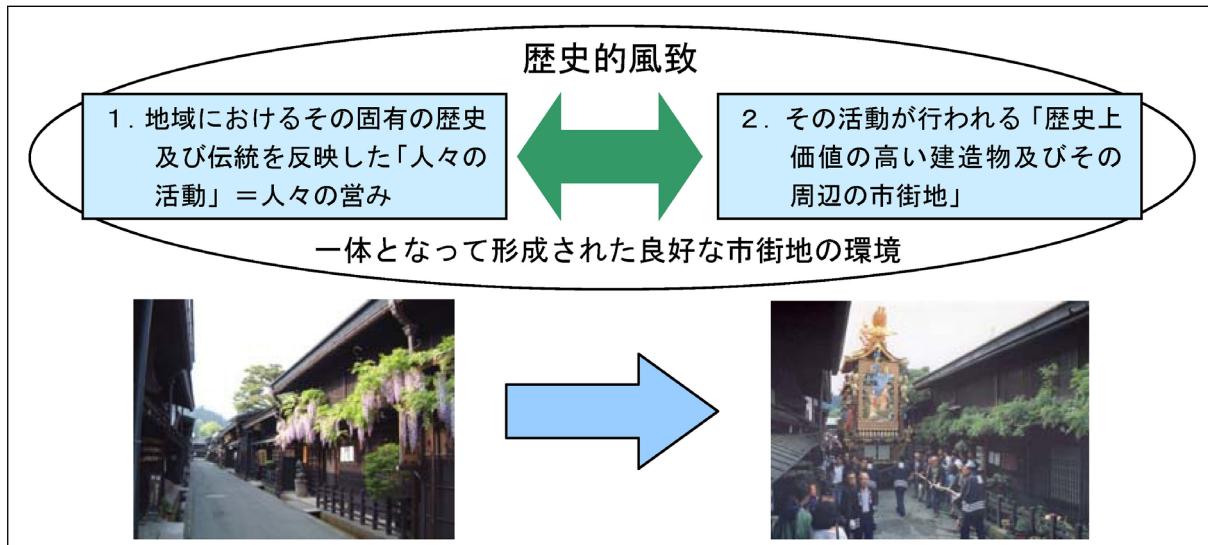


図0-2-1 歴史的風致の概念(歴史まちづくり法に基づく5年間の取組み成果(国土交通省、文部科学省、農林水産省))

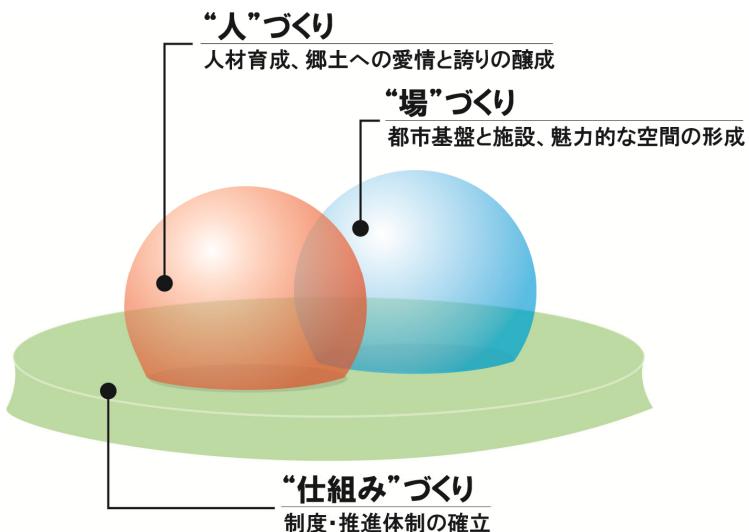


図0-2-2 計画策定のねらいの模式図

ねらい 01 “組織”づくり [協働による歴史文化資産を活かしたまちづくりの仕組みを整える]

歴史文化資産の保存及び活用の取組みにより、地域の活性化を積極的に進めていくためには、歴史、文化、観光、産業、都市整備、景観、教育、企画、財政など多岐にわたる部署や関連する団体、専門家等との連携や協働が必要不可欠である。

歴史的風致の維持向上の取組みを支える制度や推進体制の確立など歴史文化資産を活かしたまちづくりの仕組みを整え、市民主体の取組みと多様な主体の連携・協働を促し効果的な施策の展開を図る。

ねらい 02 “人”づくり [体験を通して地域への愛情と誇りを育みながら活動の輪を広げる]

歴史や伝統を反映した人々の活動を、次世代へ継承・伝承していくためには、地域の歴史文化的価値を正しく伝え、地域への愛情と誇りを育みながら、担い手となるべく人材を育てるとともに活動の輪を広げていくことが必要不可欠である。

市民が地域の魅力を再発見し、自分自身の役割を再認識し、体験を通して地域への愛情と誇りを育むことができるような、きっかけとなる機会や場を提供し、本市の歴史文化資産の価値を正しく伝え、理解を深めてもらうとともに、これらを活かしたまちづくりへの参加の促進を図る。

ねらい 03 “場”づくり [歴史的建造物とその周辺の市街地空間を総合的・一体的に整える]

歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を、都市の持続可能な発展との調和により維持向上していくためには、核となる歴史的な建造物の確実な保存並びにその周辺の市街地環境の基盤整備及び良好な景観形成が必要不可欠である。

歴史的風致を下支えしている都市基盤や施設の整備も含めて、核となる歴史的建造物とその周辺の市街地がより魅力的な空間となるよう、必要な規制誘導や総合的かつ一体的な整備を図る。

0-3.計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年(2016)度～令和 7 年(2025)度とする。

0-4.計画策定の体制と経緯

(1)計画策定の体制

本計画は、以下の策定体制に示す、庁内組織である「岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議」、「岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会」における課題の整理、施策・事業の検討、及び歴史まちづくり法第11条第1項の規定により設置した「岡崎市歴史まちづくり協議会」における計画案の協議、並びにパブリックコメント等による市民意見の募集及び岡崎市文化財保護審議会等の意見聴取を経て策定された。

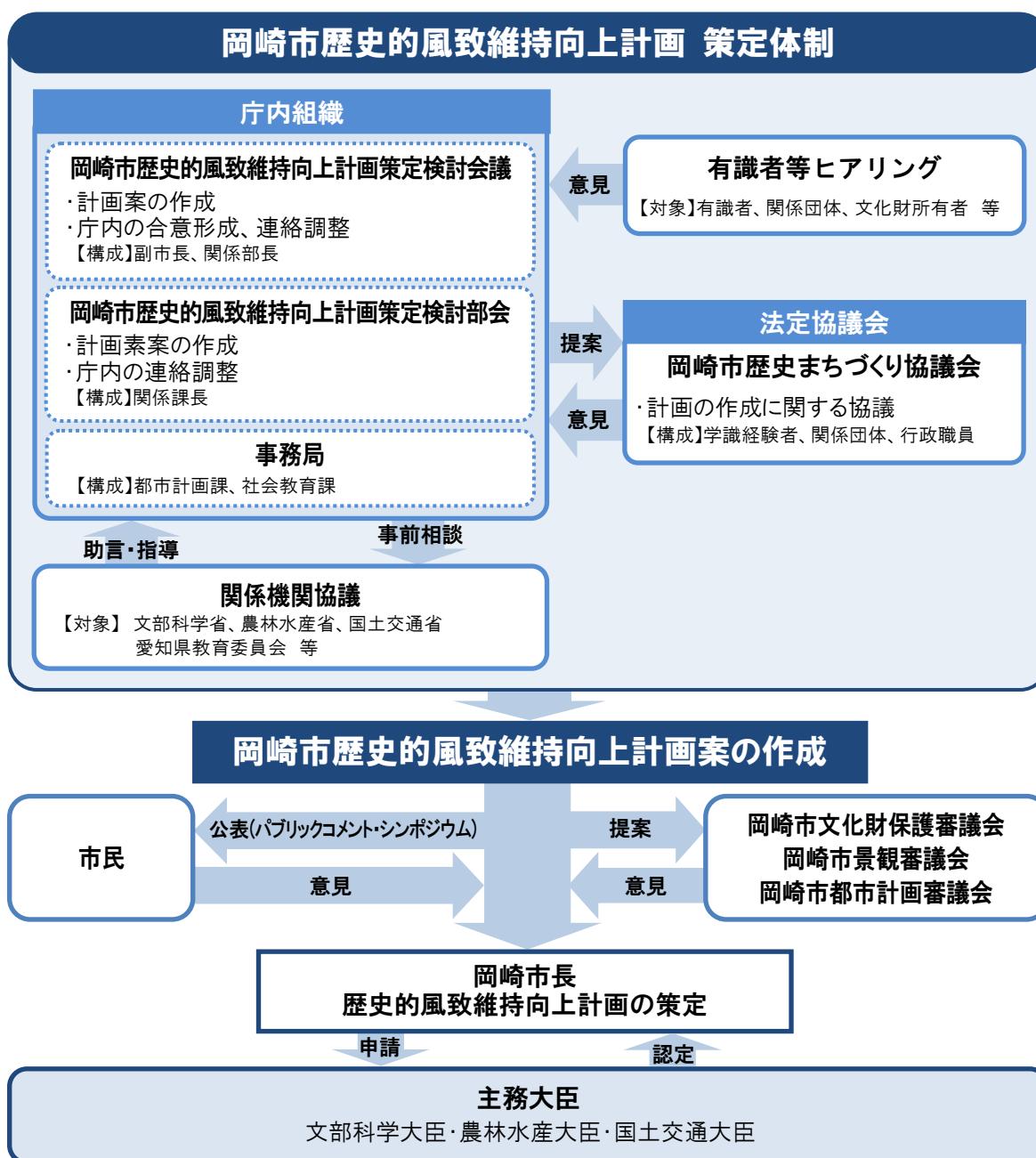


図0-4-1 計画策定の体制

①岡崎市歴史まちづくり協議会

歴史まちづくり法第11条第1項の規定により岡崎市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに実施に係る連絡調整を行うため、「岡崎市歴史まちづくり協議会」を平成27年(2015)10月1日に設置した。

表0-4-1 岡崎市歴史まちづくり協議会委員構成 (平成28年(2016)3月末現在)

区分	氏名	所属団体等	専門分野等
学識経験者	○加藤 安信	岡崎市文化財保護審議会会長 元県立高校校長 元愛知県埋蔵文化財調査センター所長	考古
	野本 欽也	岡崎市文化財保護審議会会長職務代理者 元小学校校長	民俗
	三浦 正幸	岡崎城跡整備基本計画検討委員会委員 広島大学大学院教授	古建築
	◎瀬口 哲夫	岡崎市景観審議会会長 岡崎城跡整備基本計画検討委員会委員長 名古屋市立大学名誉教授	景観
	小川 英明	岡崎市都市計画審議会会長 愛知産業大学名誉教授	都市計画
関係団体	畠 克敏	景観整備機構(特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた)	まちづくり
	白井 宏幸	景観整備機構(特定非営利活動法人 21世紀を創る会・みかわ(岡崎活性化本部))	まちづくり
	浅井 博	景観整備機構(公益社団法人愛知建築士会)	まちづくり
	浅岡 林平	岡崎商工会議所	商工
行政機関	高野 昌彦	愛知県西三河建設事務所長	愛知県
	富田 正美	愛知県教育委員会学習教育部 生涯学習課文化財保護室長	愛知県
	宮本 貞夫	岡崎市経済振興部長	岡崎市
	岩瀬 敏三	岡崎市都市整備部長	岡崎市
	横山 泰宏	岡崎市教育委員会事務局教育部長	岡崎市

◎会長、○副会長

②岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議

本計画の策定に向けた課題の整理、施策・事業の検討を目的に、平成 26 年(2014)11 月 25 日に「岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議」を設置した。

表0-4-2 岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議委員構成（平成 28 年(2016)3月末現在）

区分	所属・役職
会長	副市長(都市整備部の事務を担任する副市長)
副会長	副市長(他の副市長)
委員	市長公室長
	企画財政部長
	企画財政部 100 周年記念事業推進担当部長
	文化芸術部長
	経済振興部長
	都市整備部長
	都市整備部拠点整備担当部長
	土木建設部長
	建築部長
	教育委員会事務局教育部長

③岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会

本計画の策定に向けた課題の整理、施策・事業の検討を目的に、「岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議」の下部組織として平成 26 年(2014)12 月 12 日に「岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会」を設置した。

表0-4-3 岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会部会員構成（平成 28 年(2016)3月末現在）

区分	所属・役職
部会長	都市整備部 都市計画課長
副部会長	教育委員会事務局 社会教育課長
部会員	市長公室 広報課長
	企画財政部 企画課長
	企画財政部 100 周年記念事業推進課長
	文化芸術部 文化総務課長
	文化芸術部 美術博物館副館長
	経済振興部 商工労政課長
	経済振興部 観光課長
	都市整備部 交通政策室長
	都市整備部 拠点整備課長
	都市整備部 乙川リバーフロント推進課長
	都市整備部 公園緑地課長
	土木建設部 事業推進課長
	建築部 建築指導課長
	建築部 建築課長

(2)計画策定(変更)の経緯

本計画の策定経緯は、以下のとおりである。

表0-4-4 計画策定の経緯

年月日	会議等
平成 26 年 5 月 19 日	岡崎市文化財保護審議会(報告)
平成 26 年 7 月 23 日	岡崎市景観審議会(報告)
平成 26 年 11 月 4 日	岡崎市経営会議
平成 26 年 11 月 7 日	岡崎市文化財保護審議会(報告)
平成 26 年 12 月 8 日	第1回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 27 年 1 月 27 日	第1回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会
平成 27 年 2 月 12 日	第2回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 27 年 5 月 20 日	岡崎市都市計画審議会(報告)
平成 27 年 5 月 21 日	第3回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 27 年 6 月 15 日	第2回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会
平成 27 年 10 月 26 日	第1回岡崎市歴史まちづくり協議会(報告)
平成 27 年 11 月 10 日	岡崎市文化財保護審議会(報告)
平成 27 年 12 月 10 日	第2回岡崎市歴史まちづくり協議会(報告)
平成 27 年 12 月 14 日	岡崎市文化財保護審議会(報告)
平成 27 年 12 月 28 日	第4回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 28 年 1 月 6 日	第3回岡崎市歴史まちづくり協議会(報告)
平成 28 年 1 月 14 日	第3回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会
平成 28 年 1 月 25 日	岡崎市都市計画審議会(報告)
平成 28 年 1 月 29 日	岡崎市景観審議会(報告)
平成 28 年 2 月 5 日 ～ 3 月 5 日	岡崎市歴史的風致維持向上計画案のパブリックコメント
平成 28 年 2 月 15 日	岡崎市歴史まちづくりシンポジウム
平成 28 年 2 月 22 日	岡崎市都市計画審議会(意見聴取)
平成 28 年 2 月 25 日	第4回岡崎市歴史まちづくり協議会(報告)
平成 28 年 2 月 26 日	岡崎市景観審議会(意見聴取)
平成 28 年 3 月 3 日	第4回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会
平成 28 年 3 月 4 日	第5回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 28 年 3 月 17 日	岡崎市経営会議
平成 28 年 3 月 18 日	岡崎市文化財保護審議会(意見聴取)
平成 28 年 3 月 29 日	第5回岡崎市歴史まちづくり協議会(意見聴取)
平成 28 年 4 月 28 日	認定申請
平成 28 年 5 月 19 日	認定
平成 29 年 5 月 19 日	岡崎市歴史まちづくり協議会(意見聴取)
平成 30 年 3 月 13 日	変更の認定申請
平成 30 年 3 月 29 日	変更の認定
令和 4 年 2 月 22 日	変更の認定申請
令和 4 年 3 月 29 日	変更の認定